

# 年金あれこれ

## ～国民年金保険料の免除制度～

年金を受けるためには、保険料を納めた期間・免除期間などの受給資格期間が一定期間以上必要です。老齢基礎年金で受け取れる金額は、保険料の納付実績に応じて変わります。

**例① 40年間（480月）定額納付の場合、年金額は満額の779,300円（平成29年度）**

**例② 10年間（120月）定額納付の場合、年金額は194,900円（平成29年度）**

**※資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。**

**例③ 学生納付特例を2年間受け、追納しないで、保険料を34年間定額納付、4年間は半額免除で納付した場合、下記のような計算になります。**

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{満額} \\ \hline 779,300\text{円} \\ \hline \text{(平成29年度)} \\ \hline \end{array}
 \times \frac{\text{学生納付特例期間} \quad \text{保険料納付期間} \quad \text{半額免除納付期間}}{24\text{月(2年)} \times 0 \quad + \quad 408\text{月(34年)} \quad + \quad 48\text{月(4年)} \times 6/8} = \begin{array}{|l|} \hline \text{65歳からの} \\ \hline \text{老齢基礎年金額} \\ \hline 720,900\text{円} \\ \hline \end{array}$$

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）も受けられない場合があります。

保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください。

保険料免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定以下の場合には、申請して認められると、前年の所得に応じ保険料の全額または一部（1/4、半額、3/4）が免除になります。
保険料納付猶予制度	50歳未満の方で申請者本人・その配偶者の前年の所得が一定以下の場合には、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例制度	学生の方で、本人の所得が一定以下の場合には、申請して認められると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。
退職（失業）による特例免除	退職（失業）された方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除または猶予されます。 ※本人が失業された場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除（猶予）が認められない場合があります。

### 『納付』『免除等』『未納』の違い

	納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	保険料納付猶予・学生納付特例	未納
納める金額	16,490円	12,370円	8,250円	4,120円	-	-	-
免除(猶予)される金額	-	4,120円	8,240円	12,370円	16,490円	16,490円	-
受給資格期間への算入	○	△ (指定された金額を納付した場合)			○	○	×
年金に反映される割合	8/8	7/8	6/8	5/8	4/8	反映されません	反映されません

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611  
または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500